



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 27 日 (木)
号外第 73 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (58) (農地・水保全課) 3
-------	---

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年度緊急経済対策により特定農業用管水路等特別対策事業の一部について国の補助率が上げられたことに伴い、受益者から徴収する分担金の総額を減ずる。

2 規則の概要

(1) 特定農業用管水路等特別対策事業のうち振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村において行う事業の分担金の総額は、工事費の100分の2（現行 100分の5）とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
10 特定農業用管水路等特別対策事業 <u>(1) 振興山村、</u> <u>過疎地域又は特</u> <u>定農山村地域を</u> <u>含む市町村にお</u> <u>いて行う事業</u> (2) (1)以外の 市町村において 行う事業	工事費の100分の2に相当 する額 工事費の100分の5に相当 する額	10 特定農業用管水路等特別対策事業	<u>工事費の100分の5に相当</u> <u>する額</u>
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定は、平成25年2月15日に可決された平成24年度一般会計補正予算に基づく事業に係る分担金から適用する。